

## 鎌倉市議会基本条例

平成 26 年 12 月 11 日

鎌倉市条例第 25 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議会及び議員（第 3 条―第 5 条）

第 3 章 市民と議会との関係（第 6 条）

第 4 章 市長等と議会との関係（第 7 条・第 8 条）

第 5 章 議会の機能強化（第 9 条―第 16 条）

第 6 章 政治倫理（第 17 条）

第 7 章 議員定数及び議員報酬（第 18 条・第 19 条）

第 8 章 条例の検証及び見直し（第 20 条）

#### 付則

鎌倉は、海と山の美しい自然環境と、ゆたかな歴史的遺産に恵まれた古都である。また、全国に先駆けて昭和 33 年に平和都市であることを宣言し、昭和 48 年には議会基本条例の底流をなす鎌倉市民憲章を制定した。

今日まで市民・議会・行政の連帯と友愛を深め、理想のまちに向かって市政を運営してきたが、地方分権時代における市民自治の確立のために、議会の権能と責務を再確認する必要がある。

もとより議会は、日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、公選により選ばれた市民の代表者である議員による議会制民主主義を具現する場であり意思決定機関であるとともに、行政に対して監視と牽制の権能を有する。

議会は、そうした権能を遺憾なく発揮し、多種多様かつ増大する市民からの要望に対し、限られた財源の中での的確に対応することが求められている。

目まぐるしく変化する社会情勢の中でいかに市民福祉の向上を図るかの命題に対し、議員一人ひとりが信頼に足る高い倫理意識をもち、積極的な政策立案及び政策提言を行える政策形成能力を高めていかなければならない。

そのためには、自由闊達で透明性の高い議論を進めてより開かれた議会運営を目指し、議員自身が不断の自己研鑽に取り組んでいく必要がある。

将来にわたり、鎌倉市議会が市政発展の礎となることを誓い、ここに議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）と議会との関係等、議会について必要な基本事項を定め、議会及び議員の活動の充実と活性化を図ることにより、情報公開と市民参画を基本とした公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

- ・ この条例は、二代表制の下、情報公開と市民参画を基本とした、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に、分権と自治の時代に求められる市議会の活性化と充実のために役割等必要な基本的事項を規定しています。

### (条例の位置付け)

第2条 この条例は議会における最高規範であって、議会は、議会に関する条例、規則等の制定又は改廃を行うに当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

#### 【解説】

- ・ 議会における最高規範であることを規定しています。
- ・ 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の趣旨を尊重し、条例に定める事項との整合を図らなければならない旨、規定しています。

## 第2章 議会及び議員

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 議案提出権及び市長提出議案に対する修正権を有することを踏まえて、議決を行う責任を深く認識すること。
- (3) 市政について市民の意思が反映され、適正な運営がされているか常に監視を行うこと。
- (4) 議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに、請願及び陳情など、市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (5) 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めること。

#### 【解説】

- ・ 議会は市民の代表機関として、その負託に的確に応えるため、公正性及び透明性の確保に努め、市民に開かれた議会運営に努めることを規定しています。
  - ・ 議会の権限を大別すると、議決、調査、選挙、検査、監査の請求、意見書の提出などがありますが、議決権は最も本来的な権限で、議会の権限の中心をなすものです。議会に付議される案件は、市長提出によるもののほか、議員提出、またこれらへの修正などがあり、いずれも議会の議決により、市や議会の意思決定がなされることから、議決権行使の責任の大きさを深く認識して行うと規定しています。
- ※なお、議決を要する事項は、法第96条第1項に列挙して規定されている、条例の制定・改廃、予算・決算等の15事項と、第2項の条例で定められた事項とされています。
- ・ 本条例第6条に規定する「市民と議会との関係」等を積極的に推進することにより、多様な市民の意見、要望が市政に適切に反映されているか監視と評価を行うとともに、請願・陳情に示された市民の意見等を的確に把握するよう努め、政策立案及び政策提言を行うものと規定しています。
  - ・ 政策立案及び政策提言を目指し、会派を超えた議員による政策研究活動の活性化に努めることを規定しています。
- なお、本市議会には、会派を超えた議員活動（政策法務研究会）による条例制定の事例があります。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会の構成員として、政策立案及び政策提言並びに審議を通じて、その役割を果たすこと。
- (2) 議会の構成員として、行政への監視と牽制<sup>けんせい</sup>の機能を強化する観点から調査研究を行い、行政を監視すること。
- (3) 条例の制定又は改廃など、議案提出権を積極的に行使すること。
- (4) それぞれの地域又は団体などの多様な民意を反映させる代弁者であると同時に、議会の構成員として、市民全体の奉仕者及び代表者であることを自覚し、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (5) 議会が合議制の機関であることを認識し、会議において、議員同士が積極的に議論し結論を出す環境作りをすること。

**【解説】**

- ・ 議会を構成する議員は、議会に与えられた権能と権限を最大限発揮して、地方自治の本旨である住民福祉の向上を目指すさまざまな活動が求められています。  
本条は、前条の議会の活動原則とともに、議員活動の基本的事項を定めるとともに、合議機関として、自由な討議を通じ、市民全体の福祉の増進を図らなければならないと規定しています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成する。
- 3 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて調整を行って合意形成に努めるなど、円滑な議会運営を図るものとする。

**【解説】**

- ・ 会派とは、本市議会では2人以上の政策を中心とした同一の理念を共有する所属議員を有する団体であり、会派を基本とした議会運営を行うことを規定しています。
- ・ 会派に属する議員は、代表質問を行うこと及び議会運営委員会の委員となり議会運営に関する協議を行うことができます。

### 第3章 市民と議会との関係

第6条 議会は市民に対し、保有する情報を積極的に発信することにより、情報共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たすよう努めるものとする。

2 議会は、本会議に加え、委員会を原則公開するものとする。

3 議会は、議決について、市民に対する説明責任が果たせるように、各議員が十分な議論をし、根拠を持って判断するように努めるものとする。

4 議会は、議会情報の公開、市民意見の聴取及び収集のために、次に掲げる事項に留意し、議会報告及び意見聴取を行うものとする。

(1) 実施における目的を明確にした上で、どのように市民意見を受け止め、政策提言につなげていくかという課題を認識すること。

(2) 市民意見の聴取及び収集については、アンケート調査など多様な手法により行うこと。

5 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するものとする。

#### 【解説】

・本会議は地方自治法第115条第1項の規定により公開しています。また、常任委員会と常任委員会協議会も原則公開し、全員協議会は会議に諮って公開しています。

・議会報告及び意見聴取の実施の詳細については、別に定めるものとします。

・第9条に規定する議員間自由討議をへて市民への説明責任が果たせるよう、議会報告等を行うよう努めるものとします。

・市民意見の聴取及び収集並びに地方自治法に規定されている「公聴会」及び「参考人」の制度を活用し、市民の意見や専門的・政策的識見を議会の討論に反映させるよう努めることを規定しています。

※「識見」は法令上使用される例の多い用語ですが、一般的に使用される「見識」と特に異なるものではありません。

#### 第4章 市長等と議会との関係

第7条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、市長等に対し、その形成過程を明らかにするよう求めることができる。

- 2 一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。
- 3 議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に文書による質問をしてその答弁を求めることができる。
- 4 前項の質問は、簡明な主意書を議長に提出し、これを議長が市長等へ送付することにより行うものとする。
- 5 市長等は、前項の規定による質問主意書の送付を受けたときは、速やかに答弁書を作成し、議長に送付しなければならない。
- 6 議長は、答弁書の送付を受けたときは、速やかに答弁書及び質問主意書の写しを全議員に配付するとともに、公表するものとする。
- 7 審議において、市長等及びその補助職員は、議員の質問又は質疑に対して、議論の質を高めるため、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

#### 【解説】

- ・市長が提案する重要な政策等について、その水準を高めるため、議会が必要な情報を求めることができることを規定しています。なお、本条ではその対象を「重要な政策等」としており、主要な行政計画などについてその都度個々に判断することになります。
  - ・市政上の論点及び争点を明確にするために、一般質問は、一問一答方式で行うことを規定しています。
  - ・議員は、緊急を要する事案等が発生した場合、市長等に対して文書による質問ができるものとします。
  - ・質問主意書に対する市長等による答弁書の送付は、速やかに行わなければならないこととしています。また、議長は、市長等から送付を受けた答弁書と質問主意書の写しを速やかに全議員に配付するとともに、公表することとします（「速やかに」とは、2週間以内を目安とします）。
  - ・議会での議論の活性化、政策的な議論を深めていくことを目的として、市長等及びその補助職員が議員の質問の趣旨、内容確認及びその政策をどう考えるかについて確認するために発言（反問）できることを規定しています。
- ※「質問」は議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことをいい、「質疑」は現に議題となっている事件について提出者の説明があった後、討論、表決に入る前に当該事件について疑義を質すために行う発言のことをいいます。

(議決事件の追加)

第8条 法第96条第2項の規定に基づいて議会の議決を必要とするものについては、別に条例で定める。

**【解説】**

- ・ 法第96条第2項の規定に基づいて、特に重要性の高い計画等の策定又は変更など、新たに議決項目とする場合には別途条例で定めることを規定しています。
- ・ 本市では、次の議決事件が定められています。
  - (1) 名誉市民の選考；鎌倉市名誉市民条例（昭和26年10月条例第43号）
  - (2) 基本構想又は基本計画の策定又は変更；鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）

## 第5章 議会の機能強化

(自由討議)

第9条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設けるものとする。

2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的に行われるよう議事の整理に努めるものとする。

**【解説】**

- ・ 第4条で規定された議員の活動原則、つまり議会の構成員として、政策立案及び政策提言並びに審議を通じてその役割を果たすこと、また議会が合議制の機関であることを認識し、積極的に議論を行い、合意形成に努め結論を出す環境づくりが求められています。

これらを実現するため、第1項で、実質的な審査が行われる場である委員会の会議において、議案等の審査の際に必要なに応じて委員同士の自由討議の機会を設けること、第2項で、自由討議を積極的に行うための委員長の議事整理について定めています。

(政務活動費の活用等)

- 第 10 条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第 100 条第 14 項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究等を行うものとする。
- 2 会派又は議員は、鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年 2 月条例第 38 号）に従い、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して用途の説明責任を負うものとする。

**【解説】**

- ・ 政務活動費は、議員の調査研究等に役立てるため、地方公共団体が会派又は議員に対し交付できることが地方自治法に定められており、本市においても条例に基づき交付されています。

ここでは、会派又は議員が政務活動費を有効に活用し積極的に調査研究等を行うことを定めていますが、鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例第 9 条に規定する経費の範囲内における適正な執行でなければなりません。また、市民に対して用途の説明責任があることを定めています。

なお本市議会では、政務活動費に関して、収支報告書、すべての支出に係る領収書、視察研修に関する報告書等の写しを公開し、用途の説明に努めています。

(議会事務局)

- 第 11 条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制<sup>けんせい</sup>の機能の強化のため、議会事務局の調査及び政策法務機能の充実強化を図るものとする。

**【解説】**

- ・ 議会事務局は、地方自治法の規定により議会に設置できることとされています。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務を行っています。

政策立案や政策提言を行うに当たり、議会にはさまざまな調査研究や法制に関する知識が必要となるため、議会事務局の機能の充実強化を図ろうとするものです。



(議会図書室)

第 12 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室の機能を充実させ、一般の利用も含め、活用を図るものとする。

**【解説】**

- ・地方自治法の規定により、議会は議会図書室を設置することとされており、本市議会は鎌倉市議会図書室規程（昭和 45 年 6 月制定）を設けて図書室の管理等について必要事項を定めています。本条では、議会図書室が議員の調査研究に資するものとなるよう、図書、資料等の整備・充実を図るとともに、市民の利活用を促進することを規定しています。

(議員研修)

第 13 条 議会は、議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民等との研修会の開催に努めるものとする。
- 3 議員は、議員研修に積極的に参加し、自らの資質並びに政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めるものとする。

**【解説】**

- ・議員の政策立案及び政策提言等の能力の向上を図るために、議員研修を充実強化することを規定しています。
- ・前項に定める議員研修では、幅広い分野の専門家や多様な層の市民との研修会を開催することを規定しています。市民の研修会への参加については、別途要領等を作成することとします。
- ・議員は、議員研修に積極的に参加し、議員としての資質、政策立案及び政策提言等の能力の向上に努めることを規定しています。

(議会広報)

第 14 条 議会は、議会活動に係る情報の公開並びに市民意見の聴取及び収集のため、議員で構成する議会広報委員会を設置するものとする。

**【解説】**

- ・議会は、第 6 条（市民と議会との関係）で規定している情報の発信を行い、市民に対する説明責任を果たすとともに、多様な方法で市民の意見聴取及び収集を行って双方向での情報共有化を目指します。そのために議会広報委員会を設置し、議会独自の視点から取り組むことを規定しています。

(予算の確保)

第 15 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を高めるために必要な予算の確保に努めるものとする。

**【解説】**

- ・二元代表制の趣旨を踏まえて、議会が議事機関としての機能を高めるために必要な予算の確保に努めることとしています。

(専門的識見の活用)

第 16 条 議会は、政策立案機能及び行政への監視と牽制<sup>けんせい</sup>の機能の強化のため、学識経験者等の識見を効率的に活用するよう努めるものとする。

**【解説】**

- ・議会は、政策立案機能並びに議案の審査及び市の事務に関する調査等を通じた監視と牽制<sup>けんせい</sup>の機能の強化のために、学識経験者等（個人、法人、団体等）の専門的事項に関する識見を効率的に活用するよう努めることを規定しています。
- ・市議会では、「鎌倉市議会政策法務の相談に関する規程」（平成 25 年 7 月制定）を定めています。

## 第 6 章 政治倫理

第 17 条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、別に定める政治倫理基準を遵守し、行動しなければならないものとする。

**【解説】**

- ・議員は、政治倫理基準を遵守し、倫理的義務を低下させてはならないことはもとより、品位を保持しその向上を図らなければならないと規定しています。
- ・市議会では、「鎌倉市議会議員倫理基準」（平成 24 年 8 月制定）を定めています。

## 第7章 議員定数及び議員報酬

### (議員定数)

第18条 議員定数は、鎌倉市議会議員定数条例（平成14年10月条例第13号）で定める。

- 2 議員定数の改定に当たっては、市政の現状や課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

#### 【解説】

- ・ 議員定数は、「鎌倉市議会議員定数条例」（平成14年10月制定）で定められています。
- ・ 議員定数の改定に当たっては、市政における現状、市の抱える課題並びに市の将来予測による展望を踏まえて決められるべきであるとしています。
- ・ また、市民への説明責任を果たす観点からも、市民等の意見を聴取し、討議に反映させるよう努めるものと規定しています。

### (議員報酬)

第19条 議員報酬は、鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）で定める。

- 2 議員提案による議員報酬の改定に当たっては、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するとともに、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

#### 【解説】

- ・ 議員報酬は、「鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」（昭和32年4月制定）で定められています。
- ・ 議員報酬は、議員活動への対価であり、市政における現状、市の抱える課題並びに市の将来予測による展望等、多岐にわたる議員活動の状況を踏まえて決められるべきであるとしています。
- ・ また、市民への説明責任を果たす観点からも、市民等の意見を聴取し、討議に反映させるよう努めるものと規定しています。

## 第8章 条例の検証及び見直し

第20条 議会が必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 【解説】

- ・ 本条例が目指す目的が達成されているか否かの検証の義務付けを規定しています。
- ・ 検証の結果、必要に応じて改正を含む所要の措置を講ずることを定めています。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

**【解説】**

- ・ 本条例の施行日を定めています。

(鎌倉市議会委員会条例の一部改正)

- 2 鎌倉市議会委員会条例（昭和 27 年 9 月条例第 27 号）の一部を次のように改正する。  
第 19 条を次のように改める。

(委員会の公開)

第 19 条 委員会の会議は、公開する。ただし、議決により秘密会とすることができる。

**【解説】**

- ・ 本条例第 6 条第 2 項で、委員会を原則公開としましたので、委員会条例の関係規定においても、所要の改正を行うものです。

(鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

- 3 鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和 24 年 8 月条例第 55 号）は、廃止する。

**【解説】**

- ・ 議決すべき事件として指定された事務が、現在ではいずれも他の法令や条例の規定に従って行われていることから、廃止するものです。